

令和元年10月18日
東北地方整備局

一般国道349号の道路啓開を実施しています ～重要物流道路制度創設後、全国初の取り組み～

令和元年10月に発生した台風19号により、宮城県伊具郡丸森町の一般国道349号（宮城県管理）では、法面崩壊及び路肩決壊などの被害を受け、全面通行止めとなっています。

国土交通省では、道路法48条の重要物流道路等の管理の特例に基づき、被災箇所の道路啓開を実施しています。

道路法48条に基づく道路啓開は重要物流道路制度創設後、全国初の実施となります。

■一般国道349号の状況

被災箇所：宮城県伊具郡丸森町大張川張地内

被災状況：豪雨による法面崩壊及び阿武隈川の増水による路肩決壊

■重要物流道路制度の概要

○平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が、物流上重要な路線を「重要物流道路」として指定。

○災害時においては、道路啓開・災害復旧を国が代行。

○平成31年4月1日に、全国で重要物流道路3万5千キロ、代替・補完路1万5千キロが指定済み。

○宮城県丸森町の国道349号は、代替・補完路に指定。

重要物流道路制度の概要等については以下からご確認ください

<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

現地での啓開作業状況の取材を希望される場合は、本日14時に丸森町役場駐車場に集合をお願いします。集合後、国土交通省の車両が先導し現地まで誘導します。

〈発表記者会〉宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

【問い合わせ先】

（制度に関すること）

国土交通省	東北地方整備局	道路部	TEL	022(225)2171	（代表）
	道路計画第一課長	舟波		昭一	（内4211）
	地域道路課長	木村		恭一	（内4611）

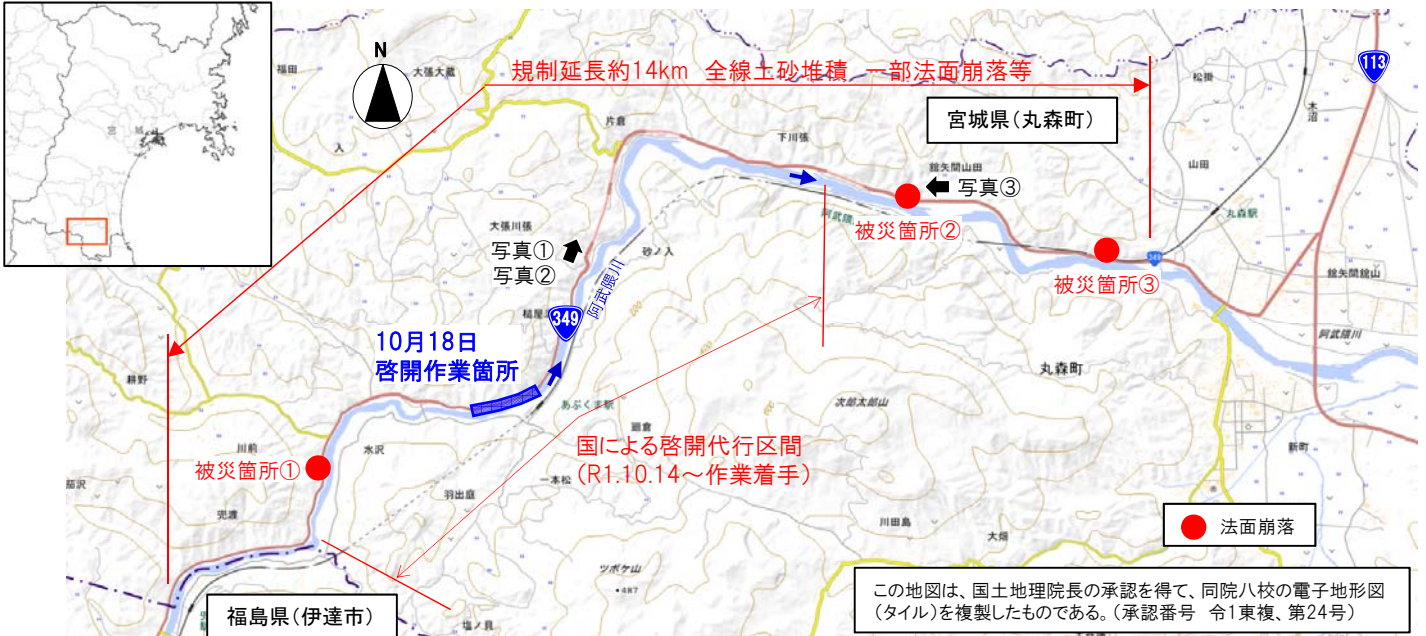
（現地作業に関すること）

仙台河川国道事務所	TEL	022(248)4131	（代表）
副所長（道路改築）	外崎	高広	（内205）

■一般国道349号 丸森町大張川地内の被災概要・位置図

(参考資料)

- 日時：10月13日 未明
- 場所：一般国道349号 宮城県伊具郡丸森町大張川張地内 (いぐぐん まるもりまち おおほりかわはり)
- 被災：豪雨による法面崩壊及び阿武隈川の増水による路肩決壊
- 規模：被災箇所①延長, 高さ 確認中 被災箇所②延長L=約50m、高さH=約10m
被災箇所③延長L=約30m、高さH=約10m
※この3箇所以外にも存在する可能性あり



写真③



啓開前の状況(10月13日)

写真①



啓開作業状況(10月16日)

写真②



啓開後の状況(10月16日)

■道路法条文

(災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例)

第48条の19 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの維持(道路の啓開のために行うものに限る。)

イ 重要物流道路

ロ 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

二 都道府県道又は市町村道で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの 災害復旧に関する工事(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

■現地啓開作業取材集合場所



一般国道349号(宮城県丸森町)啓開作業写真

写真④:啓開前状況(10月15日撮影)



写真⑤:啓開前状況(10月15日撮影)



写真⑥:啓開前状況(10月16日撮影)



写真⑦:啓開作業状況(10月16日撮影)



写真⑧:啓開作業状況(10月16日撮影)



写真⑨:啓開作業状況(10月17日撮影)



写真⑩:啓開後の状況(10月17日撮影)



写真⑪:啓開後の状況(10月17日撮影)

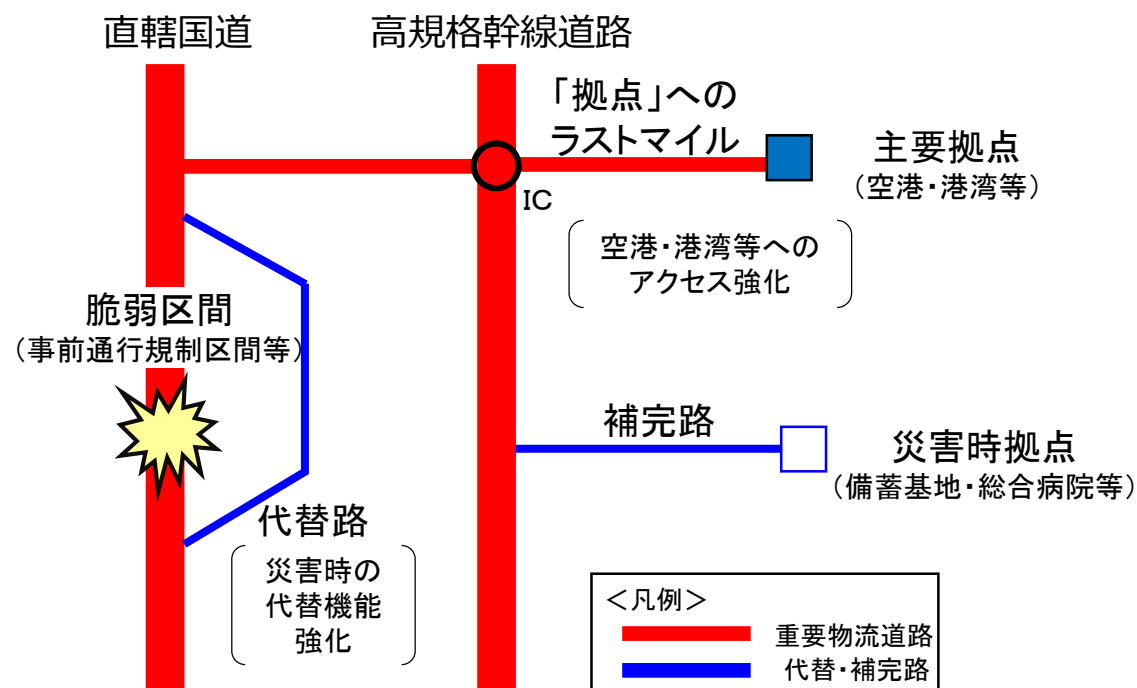


重要物流道路の供用中区間の指定について

- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として 計画路線を含めて指定し、機能強化や重点支援を実施。
- まずは、供用中区間を指定※し、2019年度に事業中・計画中を含めて指定予定。

※指定する期日：2019年4月1日

■ ネットワークのイメージ



■ 指定による効果

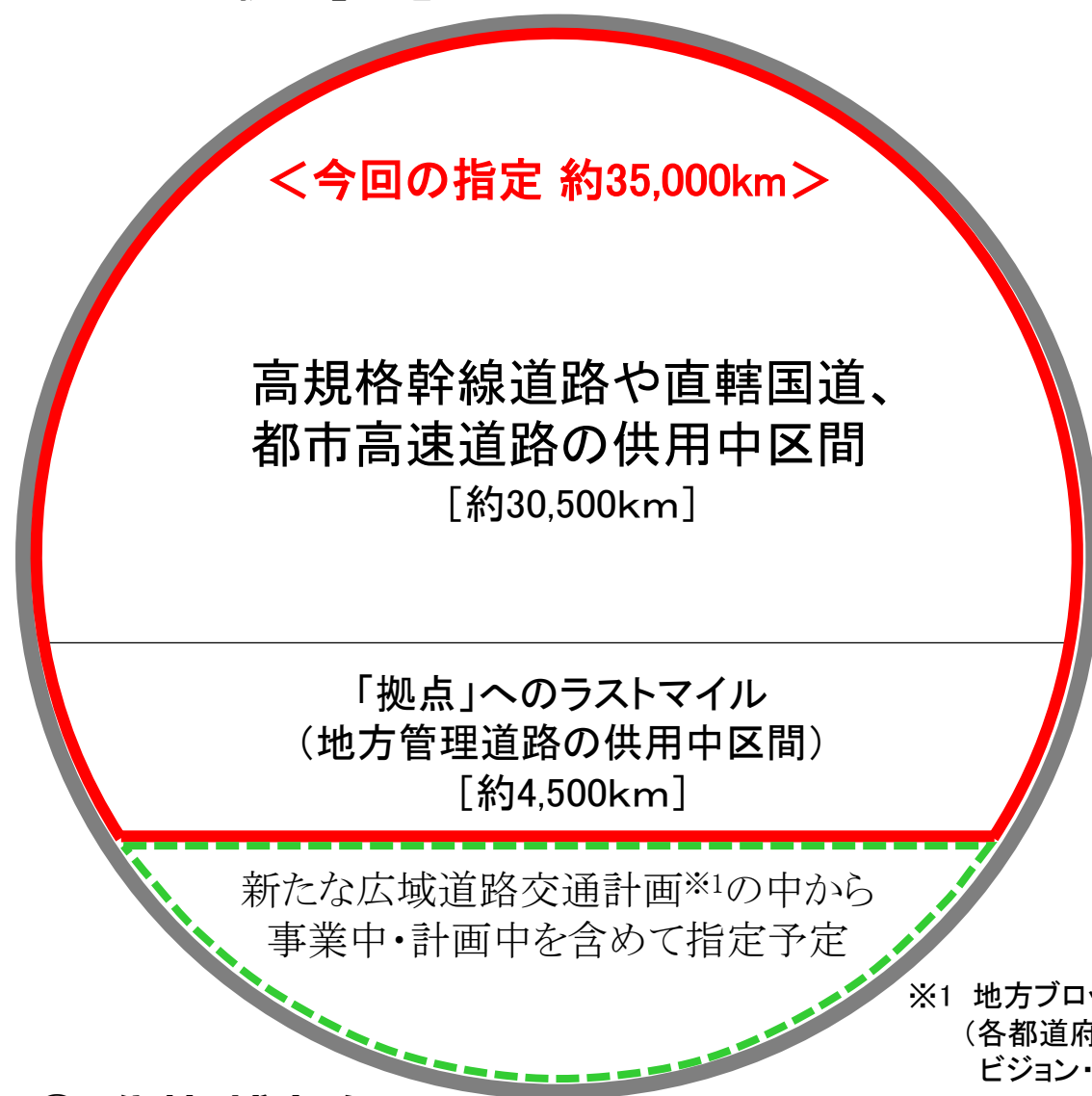
- ・重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間(約8割)について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置を導入
- ・重要物流道路は、構造基準(高さ)4.5mから4.8mに引上げ(高さ4.1mの車両に対応) 【重要物流道路】
- ・災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行 【重要物流道路及び代替・補完路】



■ 今回の指定内容

① 重要物流道路

「拠点」間をつなぐ道路ネットワーク



② 代替・補完路

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点(備蓄基地・総合病院等)への補完路として、代替・補完路(約15,000km)を指定

災害時の道路の啓開・復旧の迅速化

【 国土交通大臣による地方管理道路の災害復旧等代行制度 】

発生直後(道路啓開)

災害復旧

補助国道	大 (被災規模)	行政機能が壊滅的に失われた災害に限定	補助国道における 災害復旧
	小	<p>対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における道路啓開</p>	
地方道	大 (被災規模)	行政機能が壊滅的に失われた災害に限定	著しく異常かつ激甚な非常災害に限定 (例：熊本地震)
	小	<p>対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における道路啓開</p>	<p>対象範囲の拡大</p> <p>重要物流道路(代替・補完路含む) における災害復旧</p>